

令和8－9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務

仕 様 書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、「令和8-9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 概要

本業務は、松原ダム、下釜ダムに設置されているエレベータ設備について、設備の機能維持及び信頼性確保を目的として点検等を2事業年度にわたり実施するものである。

1-3 業務場所

大分県日田市大山町西大地内 松原ダム 外1箇所

外1箇所とは次のとおりとする。

熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵 下釜ダム

1-4 履行期間

契約日から令和10年3月31日まで

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の定期点検、定期自主検査とする。

設備名	数量	点検内容及び回数	備考
松原ダム 堤体エレベータ設備	1基	・定期点検（月点検） 22回 ・定期自主検査 2回	
下釜ダム 堤体エレベータ設備	1基	・定期点検（月点検） 22回 ・定期自主検査 2回	

2-2 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

2-3 管理技術者等

1. 管理技術者

本業務の管理技術者は、一級建築士、二級建築士又は、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機等検査員のいずれかの資格を有する者とする。

なお、協議により監督員が認めた場合には、管理技術者の交代ができるものとする。

2. 点検作業に従事する技術員等

本業務の定期点検、定期自主検査の業務に従事する技術員等は、業務計画書に記載の技術員等とし、作業は2人以上の構成からなる班により実施するものとする。

なお、定期自主検査の実施にあたっては、一級建築士、二級建築士又は、国土交通大臣の登録

を受けた者が認定する昇降機等検査員の資格を有する者を充てるものとする。

2-4 下請負

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを他の者に請け負わせてはならない。
 - (1) 業務の履行についての総合的な業務計画、履行管理、点検手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見ただし、製造メーカ等が作成するものについてはこの限りではない。
2. 受注者は、業務を下請負に付する場合、書面により下請負をする者（以下「下請負人」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、下請負人に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。

なお、下請負人は、機構の一般競争（指名競争）参加資格者（物品製造等）である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

2-5 準拠規定

受注者は、設計図書によるほか、次の基準等に準拠するものとする。

1. エレベータ構造規格（厚生労働省）
2. 日本エレベーター協会標準（日本エレベーター協会）
3. JIS A 4302 昇降機の検査標準（日本工業規格）

2-6 関連工事等

受注者は、工程等について、当該工事等の受注者と十分協議、協調を行い、協力しなければならない。なお、本業務に関連する工事等は、別途監督員が通知する。

2-7 休日作業等

受注者は、本業務の履行に際し、原則として夜間・休日等の作業は行わないものとする。ただし、やむを得ない理由等がある場合（第2章第3節「緊急時の対応」を除く）は、監督員及び受注者による協議のうえ、実施するものとする。

なお、休日とは、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

2-8 設計図書の変更等

1. 設計変更は、業務内容等に変更が生じた場合、監督員と協議の上、設計図書の変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。
2. 本業務では、点検等の結果、気象状況、関連工事等との調整により、業務内容を変更することがある。なお、この場合は原則として設計変更の対象とするが、業務内容によっては、監督員と協議して決定するものとする。
3. 請負代金額の変更については、発注者の変更積算額に請負比率（請負代金額を発注者の積算額で除した比率）を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定するものとする。
4. 本業務において、点検等の結果により次の内容を追加変更する場合がある。

なお、実施にあたっては受注者と監督員の協議により決定し、かかる費用については設計変更の対象とする。

- ・不具合箇所の補修・修理等の整備

2-9 異常発見時の対応

1. 点検の結果、不具合箇所等を発見した場合は、不具合状況、原因、修復若しくは改造方法等について、不良・不具合箇所報告書により速やかに監督員に報告するものとする。
2. 不具合箇所等のうち、点検結果に基づき実施する調整、小規模な修理等は本業務に含まれるものとする。

なお、調整、小規模な修理とは、手持ち及び備付けの工具等による機器の調整、予備品の取替等による処置をいう。

3. 本業務の履行期間中、点検作業時以外で本業務対象設備の故障や誤動作等が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、作業が実施された場合の費用については、監督員と協議するものとする。

2-10. 業務の履行報告及び確認

1. 業務の履行報告にあたっては、業務履行報告書（別記様式3）にて報告するものとする。
2. 発注者は、業務の履行を確認したときは、結果の通知について、業務履行確認通知書（別記様式4）により行うものとする。

第3節 図書等

3-1 提出図書

受注者は、次の図書を提出するものとする。

1. 業務計画書・・・1部

受注者は、点検日前までに、業務計画書を監督員に提出するものとする。

なお、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出するものとする。

業務計画書の内容は、次による。

- ① 業務概要
- ② 実施（計画）工程表
- ③ 業務体制組織表
- ④ 履行要領（作業手順、誤作動防止対策等）
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 緊急時の体制及び対応
- ⑦ その他

2. 定期点検報告書・・・1部

受注者は、点検実施の都度、当該月の翌月の7日まで（3月においては履行期間内）に点検報告書を監督員に提出するものとする。点検記録表の様式は、受注者において定めたものを使用して良いが、点検項目毎に良否の判定が確認できるものとする。

- ① 点検記録表

- ② 履行写真
- ③ 不具合報告書（別記様式1，2）
- 3. 定期自主検査報告書・・・1部
受注者は、検査実施後、当該月の翌月の7日まで（3月においては履行期間内）に検査報告書を監督員に提出するものとする。検査記録表の様式は、受注者において定めたものを使用して良いが、検査項目毎に良否の判定が確認できるものとする。
 - ① 検査記録表
 - ② 定期点検報告書に示す②，③に同じ
- 4. その他、監督員が指示したもの・・・必要部数。

3-3 貸与図書

本業務において、必要な場合は次の図書を閲覧及び貸与することができるものとする。

- 1. 貸与図書
 - ① 本業務対象設備の完成図書
 - ② その他、監督員が必要と認めたもの
- 2. 閲覧及び貸与場所
 - ・大分県日田市大山町西大山8492-3 松原ダム管理支所
 - ・熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3 下釜ダム管理支所

第4節 履行一般

4-1 支給品

本業務の履行にあたり、次のものを無償支給する。

- ① 設備の運転操作に必要な電力
- ② 点検作業等に必要な低圧電力（ただし、引渡し可能な場所及び容量に限る）

4-2 安全管理

受注者は、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるものとする。

また、点検作業開始時には、作業員全員の参加により安全活動を実施するものとする。

4-3 水質保全

本業務の履行にあたっては、油脂類の流出等による水質汚染が無いよう十分留意するものとし、必要に応じて対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに監督員に連絡し、その指示に従うものとする。この場合、油脂類の回収、水質分析等にかかる費用は受注者の負担とする。

4-4 現場発生品

本業務の履行により発生する現場発生品は、受注者の責任と費用負担により適切に処分するものとする。

4-5 暴力団関係者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに機構に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

第5節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、次のとおりとする。

項目	松原ダム	下釜ダム
制御方式	人荷用可変電圧可変周波数制御方式	同左
定員	16人	8人
積載量	1,100kg	550kg
速度	60m/min	同左
昇降行程	72.35m	70.25m
出入口数	3箇所 (B2, B1, 1)	4箇所 (B3, B2, B1, 1)
完成年月	平成15年12月	平成15年3月
製作会社	(株)日立製作所	同左

第2節 点検等

2-1 点検内容

定期点検及び定期自主検査の項目は、別紙-1「エレベータ設備点検記録表」の項目とし、点検表の様式は受注者の様式とする。

なお、検査結果等の特定行政庁への報告は不要とする。

2-2 点検回数及び実施時期

定期自主検査は、履行期間内において年1回(計2回)実施するものとし、定期点検は定期自主検査実施月を除く月毎に1回(計22回)実施するものとする。

なお、定期自主検査の実施月は、事前に監督員の了解を得るものとする。

2-3 点検作業

1. 受注者は、定期点検及び定期自主検査の実施にあたり、事前に監督員と連絡をとり、実施予定日に点検又は検査が実施可能か確認するものとする。

なお、設備の運用状況等により実施日の変更が必要となる場合は、受注者は監督員と打合せのうえ、実施日を決定するものとする。

2. 定期点検及び定期自主検査により確認された不具合のうち、次に示す部品交換等で簡易に行える補修等については、本業務に含むものとする。

- ① ヒューズ類
- ② ランプ類 (インジケータ及びかご照明)
- ③ 補充用油脂類 (潤滑油及びグリス)

3. 定期点検及び定期自主検査により確認された上記2. に示す以外の不具合については、当日の作業終了時まで、口頭にて監督員に報告の後、不具合報告書を提出するものとする。

4. 本業務において使用する機器、部品等は、当該エレベータ製作会社の純正品又は指定品を使用するものとする。

第3節 緊急時の対応

1. 受注者は、当該エレベータで事故・故障等の不具合が発生した場合において、24時間体制で速やかな対応がとれる体制を確保するものとする。
2. 受注者は、故障等の緊急事態が生じた旨の連絡を機構から受けた場合は、速やかに技術者を派遣のうえ適切な処置を行うものとし、故障内容及び処置方法については不具合報告書にとりまとめ、監督員に提出するものとする。

以 上

エレベータ設備点検記録表

①エレベータ設備 点検記録表

②エレベータ設備 検査記録表

① エレベータ設備 点検記録表
(定期点検・月点検)

点検実施日:
点検実施者:

作業内容
作業結果・報告事項

点検表

点検項目	結果	点検項目	結果
1. 機械室		5. 付加仕様	
① 機械室環境状況		① クーラー	
② 受電盤・制御盤・信号盤		② 地震時管制運転装置	
③ 電動機・巻上機		③ 火災時管制運転装置	
④ 電動発電機・起動盤		④ 停電時自動着床装置	
⑤ ブレーキ			
⑥ 調速機			
③ 乗場選択器			
2. かご		6. 意匠清掃	
① かご運転状態		① かごドア・敷居清掃	
② 外部への連絡装置		② かご操作盤・側板・床・幅木清掃	
③ かご内装・照明・停電灯・ファン		③ 乗場ドア・敷居・三方枠清掃	
④ かご操作盤・表示ランプ		④ かご操作盤・表示ランプ	
⑤ かごドア・敷居			
⑥ ドア開閉装置・安全装置			
⑦ かご上環境状況			
⑧ ガイドシュー(ローラ)・給油器			
3. 乗場		7. 監視盤(管理所)	
① かご着床状態		① 監視盤	
② ドア開閉状態			
③ 乗場ドア・敷居			
④ ドアインターロックスイッチ			
⑤ 乗場ボタン・表示ランプ			
4. 昇降路・ピット			
① 昇降路・ピット内環境状況			
② 各プーリー			
③ 各テンションプーリー			
④ 主・調速機ロープ			
⑤ ガイドレール			
⑥ つり合いおもり			
⑦ 端階行過ぎ防止装置・緩衝器			
⑧ 非常停止装置・移動ケーブル			

凡例 ○:正常、 /:作業対象外、 -:該当機器・装置なし、
×:要修理・交換、 △:修理の推奨・交換時期の近づきなど

② エレベータ設備 検査記録表
(定期自主検査)

点検実施日：
点検実施者：

作業内容	
作業結果・報告事項	

検査表

検査項目		結果						
測定記録	実測速度(m/min)	上昇:			下降:			
	回路絶縁	発・電動機回路	300V以下			MΩ		
		制御回路	150V以下			MΩ		
		信号回路	150V以下			MΩ		
		照明回路	150V以下			MΩ		
		ドア回路	150V以下			MΩ		
	調速機		かご側			おもり側		
		過速スイッチ作動速度	m/min			m/min		
		キャッチ作動速度	m/min			m/min		
	非常止作動状態							
ロープ		使用径 (mm)	未使用径 (mm)	φ寸法 (mm)	破断数	テンション	クリアランス(mm)	状態
	主索(主ロープ)							
	調速機ロープ	かご側						
		おもり側						
	つり合ロープ(チェーン)							

検査項目		結果	検査項目		結果	検査項目		結果
検査記録	機械室	機械室通路・出入口戸	乗場	乗場ボタン及び表示器	運転状態 その他	かご走行状態	/	
		機械室環境状況		非常開錠装置		かご着床状態		
		非常用工具整備状況		ドア相互・三方枠間間隙		各種表示		
		巻上機・ウォームギヤ		三方枠・乗場の戸外観		地震時管制運転		
		ブレーキ		塔内環境状況				
		発・電動機		錠外し装置				
		網車・そらせ車		かご・おもりの吊り車				
		受電・制御・信号・起動盤		ロープ取付部				
		乗場選択器		ガイドシュー・ローラ				
		調速機(かご・つり合おもり)		つり合おもり各部				
	かご室	各ターミナル締付状況	塔内・ピット	つり合ロープ(チェーン)	非常用			
		保護装置回路確認		かご(つり合おもり)非常止め装置				
		かご室内装・照明・ファン		ガイドレール・ブラケット				
		出入口敷居隙間		上下部ファイナルリミットスイッチ				
		かごの戸及びスイッチ		乗場の戸				
		戸閉め安全装置		ドアインターロックスイッチ・クローザー				
		かご操作盤		移動ケーブル及び取付部				
		非常停止スイッチ		非常止めロープ				
		外部への連絡装置		緩衝器				
		過荷重検出装置		塔内配管・線確認				
	かご上	停電灯装置	非常用	各テンション装置				
		各階強制停止装置		ピット内環境状況				
		かご床先と昇降路壁との水平距離		かご呼び戻し装置				
		非常救出口		非常運転(一次・二次)				
		戸の開閉装置		非常標識及び表示灯				
	安全スイッチ		予備電源					

凡例

○: 正常、 / : 作業対象外、 - : 該当機器・装置なし、
×: 要修理・交換、 △: 修理の推奨・交換時期の近づきなど

令和〇年度 不良・不具合箇所報告書

業務名称：令和8-9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務

設備名：堤体エレベータ

評価	判定

記録作成年月日：令和〇年〇月〇日

記録作成者：〇 〇 〇 〇

確認年月日	令和〇年〇月〇日	発生箇所	〇〇〇〇〇	処置完了年月日	
不良 の 状況 及び 想定 故障 時				現在 ま で の 経 過 及 び 処 理	
				処 置 ・ 対 策 内 容	
状況写真等			別途見積提出	概略修繕費：	千円

様式3

令和 年 月 日

契約職名等 殿

受注者名 印

業 務 履 行 報 告 書

- 1 業 務 名 令和8-9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務
- 2 業 務 場 所 大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム 外1箇所
- 3 履 行 期 間 自 令和8年 月 日 至 令和10年3月31日
- 4 請負代金額 ¥

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した上記業務のうち、令和 年 月分（ 月 日から 月 日まで）を、別添報告書のとおり履行したので、業務請負契約書第10条の規定により報告します。

様式 4

令和 年 月 日

受注者名 殿

独立行政法人水資源機構

確認者 氏 名

業 務 履 行 確 認 通 知 書

(業務名) 令和 8 - 9 年度 松原・下笠ダムエレベータ設備点検業務

上記業務について、令和 年 月分 (月 日から 月 日まで) の履行を
確認したので通知する。

なお、 月分の業務履行に相当する請負代金額は、¥ と算定したの
で、併せて通知する。

業務数量総括表

業務名 令和8－9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務 (当初)					
業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
松原ダムエレベータ設備点検		式		1		
定期点検		回		22		
定期自主検査		回		2		
下釜ダムエレベータ設備点検		式		1		
定期点検		回		22		
定期自主検査		回		2		
業務価格		式		1		
消費税等相当額		式		1		
業務費		式		1		